

責任ある鉱物調達検討会について
Conflict Minerals

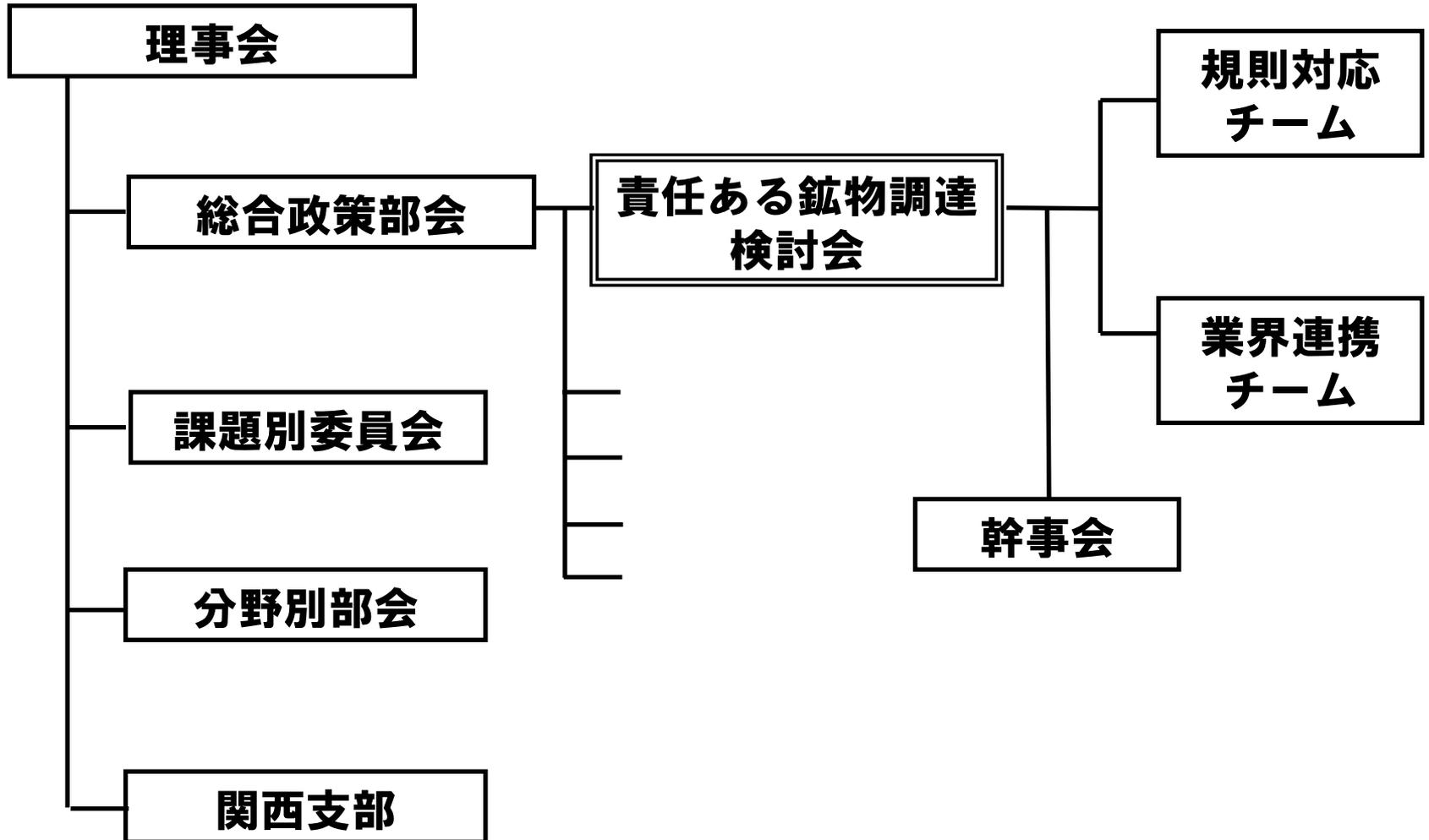
2012年10月31日
JEITA

責任ある鉱物調達検討会参加企業

(株)アドバンテスト、アルプス電気(株)、アルパイン(株)、エルピーダメモリ(株)、オムロン(株)、オリンパス(株)、キヤノン(株)、京セラ(株)、KOA(株)、コニカミノルタホールディングス(株)、(株)JVCケンウッド、シャープ(株)、ソニー(株)、太陽誘電(株)、TDK(株)、(株)デンソー、(株)東芝、(株)ニコン、日東電工(株)、日本ケミコン(株)、日本電気(株)、日本無線(株)、パイオニア(株)、パナソニック(株)、(株)日立製作所、(株)フジクラ、富士ゼロックス(株)、富士通(株)、富士フイルム(株)、船井電機(株)、古河電気工業(株)、三菱電機(株)、(株)村田製作所、横河電機(株)、(株)リコー、ルネサスエレクトロニクス(株)、ローム(株)

責任ある鉱物調達検討会について(1)

【JEITA 部会・委員会組織図】



責任ある鉱物調達検討会について(2)

【設立目的と活動方針など】

■設立の目的：

責任ある鉱物調達を実現するとともに、米国金融規制改革法1502条など、これに関連する規制へ対応

■責任ある鉱物調達とは：

CSRの観点から人権侵害に加担する鉱物を使用しないように努める

■活動方針：

- ・ 責任ある鉱物調達の実現に向け、JEITA会員各社の利益ならびに負荷低減を基本の方針に、合理的かつ効果的な施策の検討ならびに実施を主導。
- ・ EICC/GeSIなどの国際的なイニシアチブと協力しながら、国際社会における日本企業の貢献を高める。

■検討会の機能：

- ① JEITAとして、責任ある鉱物調達(紛争鉱物含む)の方針・活動計画の策定と活動の推進。
- ② JEITAとEICC/GeSIで締結した覚書(MOU)に基づき、JEITA会員企業の意見をEICC/GeSI Extractives WGへ提言。
- ③ 業界横断のハブとして、責任ある鉱物調達に関わる課題の業界を越えた共有・連携の構築ならびに業界横断での解決策の検討。

責任ある鉱物調達検討会について(3)

【主な活動内容】

■ (当面の) 活動目標 :

米国金融規制改革法1502条の趣旨に則った、本質的かつ合理的な鉱物調達ならびに同調査方法の確立。

■ 主な活動とその方向性

- ① JEITAとしての広報活動、啓蒙活動、標準化、共通化に対する取り組み
- ② OECDが'タ'ンスに準拠した 調査対応ツール (EICC/GeSIテンプレート) の推奨と浸透
日本からの EICCへの意見具申の窓口としての活動
- ③ 他業界と連携－利用できるものは利用し、業界を超えて標準化・共通化推進
 - * 横連携：電気・電子関連団体、自動車3社、通信他SEC報告対象企業と連携
 - * 上流業界との連携：日本鉱業協会、金地金流通業界、日本電子回路工業会等

責任ある鉱物調達検討会について(4)

【活動状況】

- 2011/12/16 「責任ある鉱物調達検討会」を立ち上げ(34社参加)
- 2011/01/17 EICC/GeSIと「紛争鉱物に関するWG活動との連携」で覚書(MOU)締結
- 2012/05/11 総合政策部会傘下の検討会として正式に設置(37社参加)
- 2012/08/23 SEC最終規則の採択を受け、JEITAとしてプレスリリースを実施。
http://www.jeita.or.jp/japanese/topics/2012/0823/20120823_jp.pdf
- 2012/10/31 責任ある鉱物調達に関するシンポジウムを開催
日時:10月31日(水)13:30~17:40(開場13:10)
場所:JA共済ビル1F カンファレンスホール 東京都千代田区平河町2-7-9

米国金融規制改革法 紛争鉱物条項

■法制化の背景

希少金属を資金源とする武装組織の資金源根絶

2010年7月、米国金融規制改革法案（紛争鉱物条項含む）成立

■紛争鉱物条項の内容

(1)内容...SEC(米国証券取引委員会)への年次報告義務と報告内容のWeb開示

(2)対象...コンゴ民主共和国およびその周辺国で採掘された紛争鉱物とその派生物を製品に使用する米国上場企業

* 該当鉱物:タンタル、錫、金、タングステン(3TG)および国務長官が紛争鉱物として追加認定するもの

* 周辺国:アンゴラ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、南スーダン、ルワンダ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ブルンジ(9ヶ国)

(3)SEC報告...該当鉱物の産出国・鉱山、入手経路の調査方法、該当鉱物を使用した製品の説明 等

* 第三者の民間監査機関の認証が必要

(4)実施規則 ...2012年8月22日にSECにて採択(1年半の遅延)

* 実施規則はデューデリジェンスを国内・国際的に認められたフレームワークに基づいて実施するとしているが、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスは現状唯一のもの(OECDガイダンスは、2010年11月にOECDが採択)

SEC実施規則採択・公開

- 2012/8/22に実施された公開会議の場で、SECの最終規則が採択
- 翌日、HPで規則全文が公開

<http://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>(全文)

<http://www.sec.gov/news/press/2012/2012-163.htm>(要旨)

【最終規則の概要】

- 制度適用期間 全ての企業が暦年単位で 毎年 5/31にForm SD(専用フォーム)にて報告
適用初年 2013/1/1～2013/12/31 の活動を 2014/5/31までに報告
- 当初2年間(中小企業は4年間)は、「DRC Conflict Undeterminable」(DRC紛争判定不能)という報告が可能(監査不要)
⇒ 3年目(中小企業は5年目)以降は、判定不能の場合は「Not Been Found to Be” DRC Conflict Free”」として紛争鉱物報告書の作成と監査が必要。

【個別確認】

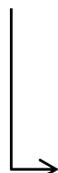
- ①在庫の取り扱い ⇒ 2013/1/31時点で製錬/精製済み、もしくは紛争地域外にあったものは対象外
- ②使用と含有 ⇒ 製品に「使用」とは、最終製品に「含有」されていることが条件(実質、含有)
- ③OEM/ODMの取り扱い ⇒ 完全な汎用品にブランドのみをつけて販売する場合は対象外等

SEC実施規則とデュー・デリジェンス

米国金融規制改革法 紛争鉱物条項



SECの実施規則



国内・国際的に認められたフレームワークに基づく
デュー・デリジェンス



OECDガイダンス . . . デューデリジェンスの枠組み



EICC/GeSIテンプレート . . . 調査テンプレートの標準

JEITA (責任ある鉱物調達検討会) のスタンス

DRC及び隣接国産出の鉱物に関する「不使用証明書」等の提出“要求”については反対
紛争加担には反対するも、CSRの見地からDRC及び隣接国産出の鉱物(3T1G)を否定するものでなく、同地域産出鉱物使用の回避及びサプライヤーへの安易な責任の押し付けには反対

EICC/GeSIのテンプレート使用を推奨

グローバルにつながるバリューチェーンにおいて効率的に調査するため、国際的に標準化されたテンプレートの使用が望ましい

CFSプログラムを支持し可能な限り製錬所特定を支援

SEC規則が「産出国特定」を要求する中、EICC/GeSIテンプレート活用による調査の合理性を満たす前提となるのがCFSプログラムの確立。製錬所情報の品質向上が鍵。

調査：なぜ、製錬所の特定か？(OECDガイダンス)

